

法令翻訳の手引き

平成30年6月改訂版

法務省大臣官房司法法制部

は し が き

「法令翻訳の手引き」（以下「手引き」という。）は、これまでの法令翻訳の品質チェック結果を踏まえ、翻訳の際に注意すべき事項についてとりまとめたものです。

翻訳を外部委託する際は、「法令用語日英標準対訳辞書」（以下「辞書」という。）とともに委託先に必ず交付し、辞書、手引きに準拠した翻訳となるようにしてください。

なお、手引きの内容にご不明な点がありましたら、当部までお問い合わせ願います。

平成 30 年 6 月
法務省大臣官房司法法制部

法令翻訳の手引き 目次

1	法令名中にある「法律」の英訳は “Act”	1
2	法令名中にある「法律」の英訳に “Law” が使える例外	1
3	法令表題の Act に定冠詞 “The” は不要	2
4	「…に関する法律」の英訳は “Act on …”	2
5	条・項・号の英訳表記	3
6	条・号の枝番号	4
7	条・項・号の表記順序	5
8	各号の冒頭及び末尾の表現	5
9	同じ日本語構文は、同じ英語構文で翻訳	6
10	条文（一文）の分割や、意識は不適當	6
11	条文の「読み方間違い」による誤訳防止	7
12	「及び」と「並びに」、「又は」と「若しくは」、「その他」と「その他の」の区別	8
13	挿入句による英訳は可能な限り回避	9
14	括弧書きの位置について	11
15	法令名中の「等」の英訳 “etc.” は原則不要	11
16	条見出し中の「等」の英訳 “etc.” について	12
17	条文中の「等」は英訳する	12
18	事項の列挙と「etc.」前後の表現	13
19	「目次」「定義語」「訳語」の一貫性保持	13
20	定義された語や略称の表記（大文字・小文字の別）	14
21	引用「法令名」の正確性・統一性保持	14
22	府省庁の「部署名」「役職名」の一貫性保持	15
23	「条約名」の英訳の正確性・統一性保持	15
24	英訳スタイルの一貫性保持	15
25	「当該」の英訳	16
26	「政令・省令で定める」の「政令」「省令」は原則として無冠詞	16
27	長文・複雑文における工夫（, ; の活用）	17
28	「…の規定の/による/により」の使い分け及び用法	18
29	「…定める」「…規定する」の英訳	20
30	「…に関する」、「…に係る」を表す “pertaining to” について	21
31	「〇〇大臣」と「〇〇省」の誤訳に注意	22
32	「会議」、「総会」の英訳についての注意	22

33	「端数」の表現がある場合の英訳の仕方-----	2 3
34	“shall”の用法（受身形，定義規定）-----	2 5
35	時制の注意-----	2 5
36	関係代名詞の使い分け-----	2 6
37	人称代名詞の使い分け-----	2 6
38	条件を示す場合（「場合」・「とき」）-----	2 7
39	冠詞のネイティブチェック-----	2 8
40	スペルチェック・グラマーチェック（最低限のケアレスミス防止）-----	2 9

1 ● 法令名中にある「法律」の英訳は "Act"

法令名中の「法律」には **Act**, 一般的な「法律」には **law** を用いる。

例

【法令名中の「法律」】

地震保険に関する法律

~~Law~~ Act on Earthquake Insurance

【一般的な「法律」】

国税徴収法 第2条第10号

法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限 [中略] をいう。[後略]

"statutory due date for tax payment" means the due date for payment of national taxes pursuant to the provisions of ~~acts~~ laws concerning national taxes [...]

補足説明

なぜ law ではだめなのか、という質問をよく受けますが、例えば Sherman Act のように、英米の制定法令名中の「法律」には Act が多く用いられており、特にアメリカ英語では、冒頭が大文字の Act は制定法 (statute) の意味になること (Bryan A. Garner, A Dictionary of Modern Legal Usage 2nd ed., 19 (Oxford, 1995)) から、これを基準として統一を図ることとし、標準対訳辞書においても Act を訳語としています。

しかし、一般的に「法律の規定により」という場合は「pursuant to the provisions of law」となり、個別の法律名を指さないことから、Act ではなく law を用いるのが適切です。

2 ● 法令名中にある「法律」の英訳に "law" が使える例外

Law を用いることができるのは、次の場合のみである。

条約 (英文) で Law が使用され、これを引用する場合及び 1. 「法令名中にある「法律」の英訳は "Act"」の補足説明中、「法律の規定により」という場合のように、立法形式としての「法律 (law)」を意味する場合

(注) 各省庁パンフレット等で Law が使用されていることはこれに該当しません。

例

武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律 第33条第1項

[前略] (海洋法に関する国際連合条約第九十一条に規定するその旗を掲げる権利を有する国をいう。)[後略]

[...] (the state that has the right to fly its flag as prescribed in Article 91 of the United Nations Convention on the Law of the Sea) [...]

3 ● 法令表題の Act に定冠詞 "The" は不要

法令の表題として示す法令名には、通常、定冠詞 **The** は付けない。
文中で法令名を引用するときは、定冠詞 **the** を付ける。

例

生活保護法 第21条

社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について、都道府県知事又は市町村長の事務の執行を補助するものとする。

~~The~~ **Public Assistance Act Article 21**

A social welfare officer prescribed in the Social Welfare Act is to assist in the execution of the affairs of a prefectural governor or a municipal mayor with regard to the enforcement of this Act.

補足説明

英語圏ではタイトルを全部大文字とすることが多いですが、日本の法令名が長いこと、日本人が全部大文字に不慣れであることなどから、単語単位で冒頭を大文字にすることとしています。

4 ● 「…に関する法律」の英訳は "Act on ..."

法令名中の「…に関する法律」は、Act **on** ... と訳す。

【注】① 法令名に複数の「関する」が含まれ、英訳が読みにくくなる場合には、本手引きに該当しない「関する」には on 以外の英訳 (about, concerning, for, regarding, of など) をあてて、読みやすい英語表記となるように努める。

② 法令名中に別の法令名や条約名などが引用されている場合は、最新の手引きに即していない場合であっても原則として引用元の英訳を変更せずにそのまま表記する。なお、その英訳に on が使われているときは、引用先の法令名に on が複数使われてもかまわない。

③ 「…の一部を改正する法律」は Act on... を使わずに Act Partially Amending... とする。

例

投資信託及び投資法人に関する法律

Act on Investment Trusts and Investment Corporations

例 【注】① on 以外の英訳をあてる場合

電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律

Act on Special Provisions to the Civil Code Concerning Electronic Consumer Contracts and Electronic Acceptance Notice

例 【注】② 別の法令名や条約名が引用されている場合

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う郵便法の特例に関する法律

Act on Special Provisions of the Postal Act Attendant upon the Enforcement of the "Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, Regarding Facilities and Areas and the Status of United States Armed Forces in Japan"

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律

Act on Implementation of the Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction

例 【注】③ 「…の一部を改正する法律」

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

Act Partially Amending the Water Pollution Prevention Act

補足説明

法律は、対象事項が定まっているので、対象事項との密接さを表すには on が適切であるというのが理由です。"Act Concerning..."がよく見受けられますが、on を優先して用いる扱いとします。

5 ● 条・項・号の英訳表記

条 : Article (冒頭の A は常に大文字)	→ Article 2
項 : paragraph (小文字)	→ paragraph (2)
号 : item (小文字)	→ item (ii)

補足説明

paragraph と item の冒頭は小文字です (ただし、大文字表記であっても、品質検査時には敢えて訂正しないことがあります。)

項と号の数字表記も、paragraph 2（半角括弧なし）や item 2（半角括弧なし、算用数字表記）が多くあります。項には(2)、号には(ii)を使用するので（標準対訳辞書参照）、当該の項や号を引用する場合には同じ表記をしてください。

号などの数字 (ii) は、ワープロの数字変換で出てくる全角形 (i , ii , iii , iv , …) ではなく、半角アルファベット文字 (i と v と x の組合せ。 i , ii , iii , iv , …) で表示願います。

号以下の表記

- ・イ ロ ハ : (a) (b) (c) ※(z)より後に続く場合は (aa) (bb) (cc)...
- ・(1) (2) (3) : 1. 2. 3. (アラビア数字とピリオド)
- ・(i) (i i) (i i i) : i. ii. iii. (ローマ数字とピリオド)

法文中で引用する際は、以下のようにカンマで区切って表記してください。

【例】 第一条第二項第三号イ (2) (i i i) の規定

the provisions of Article 1, paragraph (2), item (iii), (a), 2., iii.

数字と文字列の間には必ずスペースを入力してください。カンマで区切る際には、カンマの直後にスペースを入れてください。

6 ● 条・号の枝番号

枝番号は、「-」（半角ハイフン）で表記する。

例

「第2条の2」 → Article 2-2

「第3号の2」 → item (iii)-2

例

航空法施行規則 第240条第1項第3号の2

三の二 法第十三条の二第五項において準用する法第十三条第五項の規定による届出の受理 (iii)-2 acceptance of notification under the provisions of Article 13, paragraph (5) of the Act as applied mutatis mutandis pursuant to Article 13-2, paragraph (5);

補足説明

たまに item (ii-ii) や item (ii-2), item 2 of Article 2 などの誤表記が見られますので、統一願います。ただし、英文の条約中に異なる表記がなされ、それを引用する場合は、条約表記に従っても構いません。

7 ● 条・項・号の表記順序

条・項・号の表記順序は、**条→項→号の順**（Article 2, paragraph (2), item (ii)）とする。

例

児童福祉法 第59条の6第1項

第五十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法**第二**
条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

Functions that are to be handled by the prefectural government pursuant to the provisions of Article 56, paragraph (1) are type 1 statutory entrusted functions provided for in **Article 2, paragraph (9), item (i)** of the Local Autonomy Act.

補足説明

よく見られる表記としては、次のものがあります。

- (◎) ① Article 2, paragraph (2), item (ii)
- (○) ② item (ii) of paragraph (2) of Article 2
- (×) ③ Article 2 paragraph (2) item (ii)
- (×) ④ item(ii), paragraph (2), Article 2
- (×) ⑤ Article 2(2)(ii)

上記の①と②はいずれも正しい表記ですが、簡潔な表記法である①で統一することとします。

③～⑤は、本来の表記ではありません。

なお、「第2条第1項から第3項まで（の規定）」という場合には、次のとおり表記します。

- (○) (the provisions of) Article 2, paragraphs (1) through (3)
- (×) (the provisions of) Articles 2, paragraph (1) to (3) inclusive

8 ● 各号の冒頭及び末尾の表現

- ① 各号の**先頭文字は小文字**とする。
- ② 各号の**末尾は、最後の号以外は「;」、最後の号は「.」**をつける。

補足説明

他の表現方法もありますが、各法令において統一する必要があります。

①は、文章の途中であることから、小文字が適切です。②は、一般的なものとして、この方法を採用することとしますので、統一をお願いします。

9 ● 同じ日本語構文は、同じ英語構文で翻訳

条文中の**同じ日本語の表現（言い回し）は、英語においても同じ構文とする。**

例

民事執行法 第55条第5項

事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、第一項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

If circumstances change, the execution court, upon petition, may revoke or change an order under the provisions of paragraph (1).

民事執行法 第97条第2項

債務者が管理人の管理を妨げたとき、又は事情の変更があつたときは、執行裁判所は、申立てにより、前項の規定による決定を取り消し、又は変更することができる。

~~The execution court may revoke or change an order under the provisions of the preceding paragraph, upon petition.~~ If the obligor obstructs the administrator's administration or if circumstances change, the execution court, upon petition, may revoke or change an order under the provisions of the preceding paragraph.

補足説明

条文には、内容は少し違っても、日本語構文として同じ表現形式のものが多数あります。この場合において、条文英訳の構文が全く違っている翻訳が散見されますが、同じ英語構文で翻訳願います（長文で理解困難になる場合は除きます。）。

日本語条文の特徴的なフレーズで検索すれば、同一又は類似の構文を探すことは容易ですので、この点を励行願います。

10 ● 条文（一文）の分割や、意識は不適當

日本語の文章構造は英訳においても原則として維持し、意識することは極力避ける。

例

保健師助産師看護師法 第15条第7項

厚生労働大臣は、意見の聴取の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前項の規定により提出された意見書を返戻して主宰者に意見の聴取の再開を命ずるよう求めることができる。〔後略〕

If ~~the~~ the Minister of Health, Labour and Welfare ~~finds it to be necessary~~ in light of circumstances arising after the conclusion of ~~the~~ a hearing of opinions, the Minister may ~~order the prefectural governor to reopen a hearing as deemed necessary, by returning the written opinion submitted pursuant to the provisions of~~

~~preceding paragraph to the presiding official~~ return a written opinion that has been submitted pursuant to the provisions of the preceding paragraph to the prefectural governor, and request the prefectural governor to order the presiding official to reopen the hearing of opinions.[...]

補足説明

条文翻訳の基本は、正確な訳であり、日本語表記から離れて「こういう意味である（あろう）」という形で、一文を二文（あるいはその逆）にしたり、意識するのは極力避けてください（そこに解釈が入ることになるためです）。

ただし、日本語条文が複雑で、かつ、あまりにも長い英訳となって、理解困難になる場合は、特に例外にすることもあります。

また、辞書に掲載されているとおり、「ただし…」を含む場合（; provided, however, that...）も、例外とします。

11 ● 条文の「読み方間違い」による誤訳防止

日本語表現上、二義的に読める部分は、所管省庁に確認の上、読み方を確定してから、英訳を行う。

補足説明

日本語表記だけを見ると、特にある単語・句・節を形容する場合に、どれがどれに掛かるか曖昧になる（二義的に読める）場合があります。

法律上はどちらかに定まっていますが、所管府省庁にとっては、どれがどれを修飾するのか（あるいは修飾しないのか）が自明の理であっても、翻訳者・所管外の者にとってはそうでないため、あるいは法律条文の約束事を知らないために、翻訳で頭を悩ます上、誤訳が生じることとなります。

例えば、目的規定「〇〇することにより、△△するとともに、××し、もって●●する」など（その他の条文でも同様）は、〇〇が△△だけに掛かるのか、××にも掛かるのかが専門外の者にとっては直ちに分かりません。

このようなときは、翻訳者は所管府省庁に確認し、所管府省庁も翻訳チェックするなどして、不正確な英訳になることを防止する必要があります。

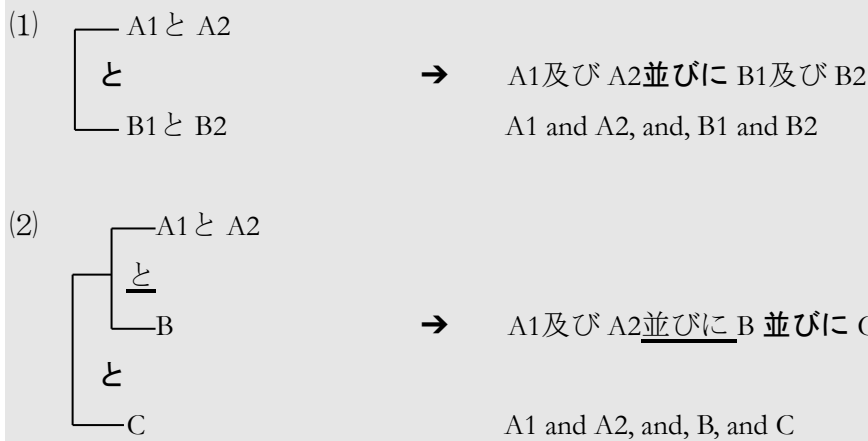
12 ● 「及び」と「並びに」, 「又は」と「若しくは」, 「その他」と「その他の」の区別

日本の法律において使われる文構造を示す言葉（「及び」と「並びに」, 「又は」と「若しくは」, 「その他」と「その他の」）は、それぞれ決まった用法があるので、これを前提に英訳するように工夫する。

補足説明

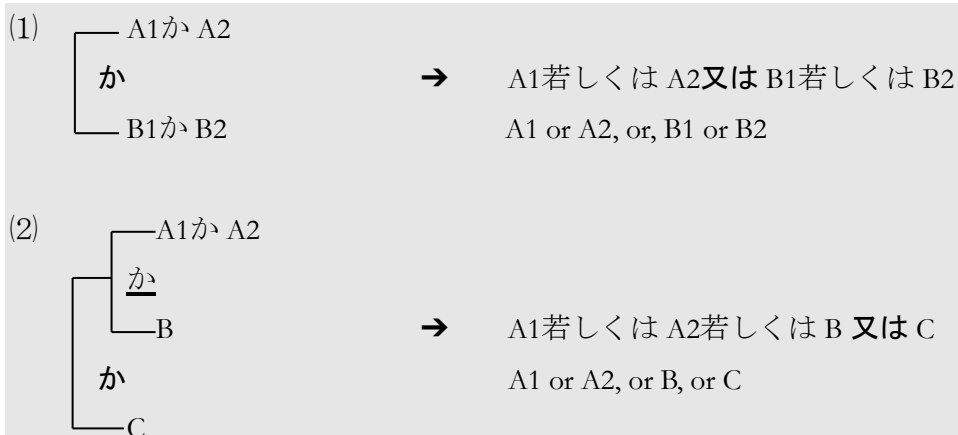
「及び」と「並びに」の区別

- ① 同じ要素が3つ以上あるときは、一番最後の結び目のみに「及び」や「並びに」を用い、あとは「、」を用いる。(例: 「A, B 及び C」 → A, B and C)
- ② 分類が2段階以上あるときは、一番小さな分類のみに「及び」を、それより大きな分類には「並びに」を用いる。(例: 「A1及び A2並びに B1及び B2」 → A1 and A2, and, B1 and B2)



「又は」と「若しくは」の区別

- ① 同じ要素が3つ以上あるときは、一番最後の結び目のみに「又は」や「若しくは」を用い、あとは「、」を用いる。(例: 「A, B 又は C」 → A, B or C)
- ② 分類が2段階以上あるときは、一番大きな分類のみに「又は」を、それより小さな分類には「若しくは」を用いる。(例: 「A1若しくは A2又は B1若しくは B2」 → A1 or A2, or, B1 or B2)



例

弁理士法 第4条第1項

弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願若しくは国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

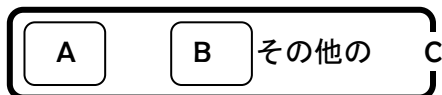
A patent attorney in response to the request of other persons, engages in the business of representing those persons in procedures with the Japan Patent Office regarding patents, utility models, designs or trademarks, or regarding international applications or international applications for registration, and in procedures with the Minister of Economy, Trade and Industry regarding an objection to or an awarding of patents, utility models, designs or trademark, giving expert opinions, and handling other processes in matters relating to these procedures.

「その他」と「その他の」の区別

① 「その他」……「A, B その他 C」のように記載され、直前の列挙事項と「その他」の直後の事項とを並列する。



② 「その他の」……「A, B その他の C」のように記載され、直前の列挙事項は、「その他の」の直後の事項の例示である。



13 ● 挿入句による英訳は可能な限り回避

英文中に挿入句を入れる英訳は可能な限り回避し、節が分断されない構造の英文を作る。

例

金融商品取引法 第79条の4 第2項

理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

If the president finds it to be necessary, ~~the president may, if he/she finds it necessary,~~ convene an extraordinary general meeting.

又は

The president may, ~~if he/she finds it necessary,~~ convene an extraordinary general meeting if the president finds this to be necessary.

補足説明

助動詞と動詞との間に長い挿入句をいれると、いかにも法律文章らしくなる、という誤解があるようです。挿入句が長い場合には助動詞と動詞が離れすぎて理解困難となる場合があります（数単語程度の短い挿入句ならば許容範囲）ので、このような構造の英文を作ることは避けていただくようお願いします。

また、複文における主語の反復を避けたい場合は、以下のように文章を作ることができます。

① 代名詞 **it** 又は **they** で言い換える ←主語が人以外又は複数の人である場合

港則法 第23条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界附近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

~~A~~ If a vessel ~~must, if it~~ seeks to transport dangerous goods within a specified port or in the vicinity of the boundaries of a specified port, it must obtain the permission of the captain of the port to do so.

② 分詞構文を使う ←主語が単数の人である場合。代名詞 he/she は使わない（36参照）。

金融商品取引法 第79条の4第2項

理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

On finding it to be necessary to do so, ~~the~~ president may, ~~if he/she finds it necessary,~~ convene an extraordinary general meeting.

※分詞構文を用いる際には、分詞の動作主と主節の主語が必ず一致するよう注意してください。

（上記例文では finding の動作主も may convene の主語も the president で一致している⇒ ○）

一致していない例：(×) On finding it to be necessary to do so, an extraordinary general meeting may be convened by the president.

例外

商品先物取引法 第48条第2項

監事は、いつでも理事長若しくは理事に対して事務の報告を求め、又は会員商品取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

An auditor, at any time, may ask the president or directors for a report on business processes or may investigate the status of the business processes and finances of the member commodity exchange ~~at any time.~~

補足説明

上記の訳文において挿入句を回避して「at any time」を文末に置くと「may investigate...」のみを修飾する誤解を招くので、むしろ挿入句の使用が求められ、主語の直後に置くことが適切です。

14 ● 括弧書きの位置について

括弧書きを訳すときは、その位置を文章レベルで決める。

例

社債、株式等の振替に関する法律 第27条

振替機関が新たに設立する株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び次条において単に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

【正しい英訳】

An incorporation-type company split that a book-entry institution effects in order to have a newly established stock company take over all or some of its book-entry services (hereinafter referred to simply as an "incorporation-type company split" in this and the following Articles) does not take effect without the authorization of the competent minister.

【誤訳】

An incorporation-type company split (hereinafter referred to simply as an "incorporation-type company split" in this and the following Articles) that a book-entry institution effects in order to have a newly established stock company take over all or some of its book-entry services does not take effect without the authorization of the competent minister.

補足説明

日本語の前置修飾は英文においては後置修飾になる場合が多いため、訳文の括弧書きの位置を決めるときは、英文においても適切な語句に掛かるよう注意する必要があります。

上記の誤訳例文では、括弧書きがその直前の「An incorporation-type company split」のみを説明しており、原文とは違う趣旨になっているため、括弧書きの位置が間違っていることが分かります。一方、正しい英訳例文では、括弧書きは後置修飾部分を含めた「An incorporation-type company split that a book-entry institution effects in order to have a newly established stock company take over all or some of its book-entry services」を説明しているため、日本語原文に忠実な訳文と言えます。

15 ● 法令名中の「等」の英訳 "etc." は原則不要

法令名に「等」があるとき、英訳では etc. は原則として不要である（しかし、当該府省庁が正確性から etc. 訳出を主張する場合には、あえて削除すべきとの指摘はしない。）

例

民事訴訟費用等に関する法律

Act on Costs, ~~etc.~~ of Civil Procedure

補足説明

英語の etc.は、「直前に示した語に関連する事項を含む」という趣旨の語ですから、法令名においては、あえてこれを示す必要はないと考えられます。しかし、当該府省庁が、日本語の忠実な英訳を重視する観点から etc.訳出を主張する場合には、あえて削除はしません。つまり、府省庁のスタンス次第です。そのため、法令翻訳を横断的に見ると不統一になりますが、これは許容しています。

16 ● 条見出し中の「等」の英訳 "etc." について

条見出しに「等」があるとき、英訳では etc. は原則として不要である。これを使用する取扱いも許容するが、同一法律・その下位法令間では統一する必要がある。

例

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第45条

(適用除外等)

(Exclusion from Application, ~~etc.~~)

17 ● 条文中の「等」は英訳する

条文中の「等」は英訳する。"etc.", "and the like", "and others"その他適切な表記を選択して構わないが、同一法律・その下位法令間では統一が必要である。

例

金融商品取引法 第2条第8項第4号

店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）

over-the-counter derivatives transactions or intermediation, brokerage (excluding brokerage for the clearing of securities, etc.), or agency therefor (hereinafter referred to as "over-the-counter derivatives transactions, etc.");

18 ● 事項の列挙と「etc.」前後の表現

- ① いわゆる「serial comma・Oxford comma（シリアル・カンマ又はオクスフォード・カンマ）」（3つ以上のものをA, B, and Cのように列挙するときのandの前のカンマ）は、必ずつける。
- ② 「etc.」の直後には、文法上必要な場合にのみ、カンマを入れる。

例

公認会計士法 第34条の11の2第2項

2 監査法人は、その社員が大会社等から第二条第二項の業務により、継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について、同条第一項の業務を行ってはならない。

(2) If the partner of an audit corporation receives continuous remuneration for the services referred to in Article 2, paragraph (2) from a large company, etc., the audit corporation must not provide the services referred to in paragraph (1) of that Article as regards the financial documents of that large company, etc.

※if節と主節の切れ目には文法上カンマを置く必要がありますので、「a large company, etc.」の直後にカンマが入ることとなります。

労働安全衛生法施行令 附則 第4条

ベンゾトリクロリド等で、昭和五十一年四月一日において現に存するものについては、同年九月三十日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

The provisions of Article 57 of the Act do not apply to benzotrighloride, etc., that exists as of April 1, 1976, until September 30 of that year.

※制限用法の関係詞節「that exists as of April 1, 1976」の前にはカンマを置かないことが文法上適切ですので、「benzotrighloride, etc.」の直後にはカンマが入らないこととなります。

補足説明

これらについては、他の表現方法もありますが、法令間の統一を図るため、上記の方法によるようお願いします。

19 ● 「目次」「定義語」「訳語」の一貫性保持

大文字・小文字の使い分け、定義された語や略称の訳語は、同一の法律内で統一する必要がある。

通常の訳語も、同一法令内では、一貫性を保つ必要がある。

補足説明

条文英訳においては、ひとたび章・節・款などの見出しや、目次、定義として一つの英訳を決めたら、その後も一貫して同じ英訳を使うのが基本です。

大文字・小文字の使い分けについても様々な方法があり得ますが、少なくとも同一の法律内においては、統一願います。

また、定義された語や略称に限らず、通常の訳語も同一法令内では、一貫性を保つようお願いします。

20 ● 定義された語や略称の表記（大文字・小文字の別）

定義された語や略称の訳語は、これを構成する各単語の最初の文字を大文字に**しない**。

補足説明

定義語の頭文字を大文字にするルールは、平成29年度改訂で廃止となりました。

21 ● 引用「法令名」の正確性・統一性保持

条文中に（所管法令であるか否かに関係なく）**他法令名**を英訳表示する場合には、日本法令外国語訳データベースシステム記載の語に従うか、所管省庁に確認の上、**正確に記載し、かつ、記載を統一**する必要がある。

補足説明

条文中に表示された他の法令名の英訳が、同一翻訳内でありながら微妙に異なることが頻繁にあります。

次の手順で法令名の英訳を確認した上で、統一し、一貫性を保つ必要があります。

- ① 日本法令外国語訳データベースシステムで翻訳済み法令かどうかを確認。
(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/?re=01>)
→ 翻訳済であれば、その英訳と同一のものを使う。
→ 翻訳未了であれば②へ
- ② 日本法令外国語訳データベースシステムで「翻訳整備計画」に在る法令かどうかを確認。
(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/rel_info/rel_info_trans?re=01)
→ 翻訳整備計画中に存在するなら、所管府省庁にその予定英訳を確認して英訳する。
(予定英訳が未決定の場合、翻訳者が英訳した上で、所管省庁に確認する。)
→ 翻訳整備計画中になければ③へ
- ③ 日本法令外国語訳データベースシステムで「法令翻訳に関する情報」にある各府省庁独自の

法令英訳名リストを確認。

(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/rel_info/rel_info_etc?re=01)

→ 同リスト中にあれば、それを辞書基準（Law concerning…を Act on…に修正など）に沿って英訳した上、所管省庁に同英訳でよいか確認。

④ 上記に該当しない法令名ときは、英訳を考えた上で、所管省庁に確認して決定。

22 ● 府省庁の「部署名」「役職名」の一貫性保持

条文中に（所管法令であるか否かに関係なく）**府省庁の部署名や役職名**を英訳表示する場合には、日本法令外国語訳データベースシステム記載の「部局課名・官職名英訳名称一覧」に従うか、所管省庁に確認の上、**正確に記載し、かつ、記載を統一**する必要がある。

補足説明

日本法令外国語訳データベースシステム上に「部局課名・官職名英訳名称一覧」がありますので、必ず参照願います。

(http://www.japaneselawtranslation.go.jp/rel_info/rel_info_etc?re=01)

ただし、組織名称の変更が珍しくない現状に照らし、上記の法令名と同様、基本的に所管省庁に確認して英訳願います。

23 ● 「条約名」の英訳の正確性・統一性保持

条約名は、所管府省庁や外務省ウェブサイトを確認するなどして、英訳名を決める。

補足説明

所管省庁は、翻訳依頼の際に、関連のある英文資料を渡すなどして、正確性・一貫性が保たれるようお願いします。

24 ● 英訳スタイルの一貫性保持

英訳の際、特定の主語を単数扱いとするか複数扱いとするかを始めとする**形式的事項は、一法令を通じて統一**しなければならない。

例

更生保護法 第12条第2項

前項の規定による呼出しに応じないため再度同項の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がないのにこれに応じないときは、十万円以下の過料に処する。

If, due to a failure to comply with a summons under the preceding paragraph, a person receives another summons under the provisions of that paragraph and is without legitimate grounds for failing, to comply with it, the person is subject to punishment by a non-criminal fine of not more than 100,000 yen.

更生保護法 第63条第8項

第二項又は第三項の引致状により引致された者については、引致すべき場所に引致された時から二十四時間以内に釈放しなければならない。〔後略〕

~~Persons~~ A person who is apprehended based on the warrant of apprehension referred to in paragraph (2) or (3) must be released within twenty-four hours of the time that ~~such~~ the person ~~have been~~ is brought to the place where ~~they are~~ the person is required to be brought; [...]

補足説明

条文英訳の基本スタイルにおいて、区別の理由もなく、主語の単複を始めとする形式的事項が統一されておらず、異なる扱いが混在している場合があります。

特に、一法令を複数人で分担して翻訳するときに、翻訳者相互間での意思疎通がないために、この現象が生じることがあります。この場合、翻訳者相互間で統一するか、府省庁の担当者により統一を図るか、いずれかの対処が必要です。

25 ● 「当該」の英訳

「当該」の英訳として"said"や"such"は、legalism ないし legalese であり、plain English が推奨されている英米の法律文書では積極的に使わない傾向になってきており、避けた方がよい。

補足説明

標準対訳辞書には、「当該」の訳語として(1)that から(4)relevant まで候補が掲載されております。これらの訳語の間に優先順位や使い分けの基準はありませんので、文脈に相応しい訳語を選択してください。"said"、"such"及び"aforsaid"は、英米の法律文書では積極的に使わない傾向になっていますので、避けるようお願いいたします。

26 ● 「政令・省令で定める」の「政令」「省令」は原則として無冠詞

「政令（省令）で定める（規定する）」などの表現中の「政令」「省令」は、原則として無冠詞とする。

例

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 第13条第3項第2号の2

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

any corporation whose amount of stated capital or total amount of capital contribution is 50,000,000 yen or less and any corporation or individual whose number of regular employees is 100 or less, the main business of which is classified as a service business (excluding the business types specified by ~~the~~ Cabinet Order referred to in item (iii));

補足説明

「政令（省令／〇〇省令）で定める（規定する）」という表現を英訳すると、「specified/provided (for)/prescribed by Cabinet Order (Ministerial Order/Ministry of 〇〇 Order/Order of the Ministry of 〇〇)」となりますが、by の後にある「政令（Cabinet Order）・省令／〇〇省令（Ministerial Order/Ministry of 〇〇 Order/Order of the Ministry of 〇〇）」については、the, a, an、無冠詞と様々な英訳が見られます。

一定の法形式により定めるといふ趣旨の表現であると考えられますから、原則は無冠詞でお願いします。具体的法令を指す趣旨であるなら定冠詞でもよいものの、その場合であっても、理由の区別もなく混在するのは不適切であり、同一法令の翻訳では統一願います。

27 ● 長文・複雑文における工夫（, ; の活用）

英文中の文節の意味上の切れ目においてはカンマ（,）を打ち、カンマを打つてもなお読みづらい長文においては、コロロン（:）・セミコロン（;）を使用して、読みやすさに配慮する必要があります。

例

社会福祉法 第72条第1項

都道府県知事は、第六十二条第一項、第六十七条第一項若しくは第六十九条第一項の届出をし、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を受けて社会福祉事業を営む者が、第六十二条第六項（第六十三条第三項及び第六十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定による条件に違反し、第六十三条第一項若しくは第二項、第六十八条若しくは第六十九条第二項の規定に違反し、第七十条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、前条の規定による命令に違反し、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は第六十二条第二項若しくは第六十七条第二項の許可を取り消すことができ

る。

If a person administering social welfare services that has notified the prefectural governor as referred to in Article 62, paragraph (1), Article 67, paragraph (1) or Article 69, paragraph (1) or obtained permission as referred to in Article 62, paragraph (2) or Article 67, paragraph (2) violates the conditions under Article 62, paragraph (6) (including as applied mutatis mutandis pursuant to Article 63, paragraph (3) and Article 67, paragraph (5)); violates the provisions of Article 63, paragraph (1) or paragraph (2), Article 68, or Article 69, paragraph (2); fails to submit a report under Article 70 or submits a false report; refuses, interferes with, or evades an inspection or examination by the relevant officials under the same Article; violates an order under the preceding Article; or wrongfully seeks to profit from its services or acts wrongfully with regard to the treatment of persons receiving welfare services, the prefectural governor may restrict the person's administration of social welfare services, order the person to suspend its administration of social welfare services, or rescind the permission referred to in Article 62, paragraph (2) or Article 67, paragraph (2).

補足説明

日本語条文が長いことに起因するものの、一般に、英文が長くて読みにくくなりがちです。

語順に問題があって、読みにくくなる場合もありますので、文節の意味上の切れ目においてはカンマを打つようにし、カンマを打ってもなお読みづらい長文においては、コロン・セミコロンを使用するなど工夫願います。

28 ● 「……の規定の/による/により」の使い分け及び用法

(1) 使い分け

① **の規定の** → (thing/action) **referred to in**

特定の規定において事や行為が単に言及されている場合

② **の規定による** → (thing/action) **under XX**

ある事や行為が特定の規定 (XX) に基づくかあるいは根拠を置く場合

③ **の規定により** → (action done) **pursuant to**

ある行為が特定の規定の手続に従ってなされる場合 (in accordance with に置き換えられる場合)

(2) 「……の規定により」の訳語として"pursuant to ..."を用いる場合、次のようにする。

① 少し離れた動詞を修飾する場合は、**カンマ**で区切る。

② 原則どおり直前の動詞を修飾するよう、**語順**を入れ替える。

例 (1) 使い分け ① [の規定の]

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条第2項

開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

With regard to a request to examine a disclosure decision, etc., correction decision, etc., or use suspension decision, etc., the special provisions ~~prescribed~~ referred to in Article 5, paragraph (2) of the Administrative Appeal Act may be established pursuant to the provisions of Cabinet Order.

例 (1) 使い分け ② [の規定による]

電気用品安全法 第58条第4号

第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

a person who has failed to provide notification ~~made pursuant to~~ under Article 36 or who has provided fraudulent notification;

例 (1) 使い分け ③ [の規定により]

著作権法 第34条第2項

前項の規定により著作物を利用する者は、その旨を著作者に通知するとともに、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

A person that exploits a work ~~under~~ pursuant to the provisions of the preceding paragraph must inform the author of this and pay the copyright owner a reasonable amount of compensation.

例 (2) 「……の規定により」 ① [カンマでの区切り]

労働安全衛生規則 第61条第2項

事業者は、前項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

Before seeking to prohibit a person from engaging in work, pursuant to the provisions of the preceding paragraph, an employer must hear the opinions of an industrial physician or other medical specialist.

例 (2) 「……の規定により」 ② [語順の入れ替え]

著作権法 第3条第2項

二次的著作物である翻訳物の前項に規定する部数の複製物が第二十八条の規定により第二十一条に規定する権利と同一の権利を有する者又はその許諾を得た者によつて作成され、頒布された場合（第二十八条の規定により第二十六条、第二十六条の二第一項又は第二十六条の三に規定する権利と同一の権利を有する者の権利を害しない場合に限る。）には、その原著作物は、発行されたものとみなす。

An original work is deemed to have been released if the person that, pursuant to the provisions of Article 28, owns the same right to the relevant work as the right set forth in Article 21 ~~pursuant to the provisions of Article 28~~, or a person authorized thereby, has made and distributed a translation of the original work that constitutes a derivative work, in the quantity provided for in the preceding paragraph (limited to when the person has done so without prejudicing the rights of the person that, pursuant to the provisions of Article 28, owns the same right to the relevant work as a right set forth in Article 26, Article 26-2, paragraph (1), or Article 26-3, ~~pursuant to the provisions of Article 28~~).

補足説明

「の規定の」、「の規定による」、「の規定により」が使い分けられていない英訳が多くあります。また、これらの表現の英訳が、修飾先が間違っているなどの結果、誤訳となっている場合も多くあります。

これらの問題に関しては、使われている英語そのものは間違っていないので、翻訳業者のネイティブがチェックしても誤訳だと気付かない可能性があります。また、品質チェック段階で気付いた場合、これらの表現が法令中の登場回数が多いので、一つ一つ確認するのは余計に時間が掛かります。

29 ● 「……定める」「……規定する」の英訳

「……定める」、「……規定する」の訳語は、辞書に示した訳語候補の中から、同一法令内では原則として同じ表現を用いる。

補足説明

1 辞書中に「定める」「規定する」を含む項目は、現時点で以下の10個があります。specified, prescribed, provided, provided for, governed, pursuant to などが使われていますが、これらの動詞に関しては、一例を示したものですから、実際の英訳では、同一法令内では可能な限り統一願います。

(1) 公布の日から起算して…を超えない範囲内において政令で定める日

the day **specified** by Cabinet Order within a period not exceeding ... from the date of promulgation

(2) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

in this Act, the meanings of the terms set forth in the following items **are as prescribed** respectively in those items

(3) この法律に規定するもののほか、…は、…で定める

beyond what **is provided** for in this Act, ...prescribes...

(4) この法律は、…に関し必要な事項を定めるものとする

this Act **provides** for the necessary matters in connection with ...

(5) に定めるところにより

pursuant to the provisions of

(6) …は、他の法律に特別の定めのある場合を除くほか、この法律の定めるところによる

is governed by the provisions of this Act, except as otherwise provided by other laws

(7) 別に法律で定める日

the date **specified** separately **by law**

(8) 前項に規定する…

... **prescribed in** the preceding paragraph

- (9) 前項に**規定する**場合において
in the case **prescribed in** the preceding paragraph
- (10) 前項に**規定する**もののほか、…は、…で**定める**
beyond what **is provided** for in the preceding paragraph, ...**prescribes**...
- 2 使い分けの一応の目安（ニュアンス）としては、次のようになります。
- (1) provide：一般的に「規定する」場合
 - (2) prescribe：規範的な意味合いがある場合（何かが禁じられる場合など）
 - (3) specify：多くの候補の中から具体的に特定する場合
 - (4) provide for は、その定めによることを強調する場合に使われ、単に「規定する」という意味なら for は不要と考えて支障ありません。
- したがって、**原則として provide を使えばよい**ということになります。
- 3 「定める」の英訳に「stipulate」を使用している例が見受けられますが、法文では、「stipulate」は使用しないことになっていますので、法令翻訳においても使用しないでください。

30 ● 「…に関する」、「…に係る」を表す "pertaining to" について

「…に関する」、「…に係る」の訳語として、"pertaining to..." が充てられていることが多いが、"A pertaining to B" の用法においては、B が主体であり、A はそれに付随するものであるため、**A と B との関係に十分注意を払う**必要がある。

補足説明

- ① "A record pertaining to an individual"（「個人に係る記録」）
この場合、**"record"は、"individual"に付随するもの（"individual"に帰属するもの）という関係にあります。**"The individual pertaining to the record"という表現はなく、この場合は "individual to whom the record pertains" としなければなりません。"individual"が"record"に属する、あるいは一方的に関連することはないからです。
【類例】 "information relating to trade secrets or financial or commercial information pertaining specifically to a given person" (2 USC 603: Public access to budget data)
"unless the consent of the individual as to whom the information pertains is obtained in advance" (5 USC 1212: Powers and functions of the Office of Special Counsel)
- ② "The appeal pertaining to the defendant's Fifth Amendment rights"（「米国憲法修正第5条の権利に係る控訴」）
この場合、**"appeal"は、"the defendant's Fifth Amendment rights"に付随するものであるという関係にあります。**"The defendant's Fifth Amendment rights pertaining to the appeal"という表現はありません。修正第5条の権利が上告に属したり付随したりすることはないためです。
上記①と同様、"the defendant's Fifth Amendment rights to which the appeal pertains"でなければなりません。

③ "Documents pertaining to the lawsuit" (「訴訟に関する書類」)

この場合、"documents"は"lawsuit"に付随する書類、"lawsuit"に属する書類ということになり、従って訴状、答弁書、証拠書類など、訴訟に関連する書類を指します。この場合、"lawsuit"はすでに特定されて（どこかに係属して）います。これも上記①及び②と同様、"lawsuit"を主体とするなら、"the lawsuit to which the documents pertain"とする必要があります。"The lawsuit pertaining to the documents"という表現はあり得ます。ただし、この場合、"the documents"に付随して発生した"lawsuit"であり、特定の書類を巡って争われる"lawsuit"ということになり、まだ係属していない可能性もあり、上記とは表現する内容が全く異なることとなります。

31 ● 「〇〇大臣」と「〇〇省」の誤訳に注意

「……大臣」 → Minister of …

「……省」 → Ministry of …

補足説明

Minister と Ministry の誤りが頻出しています。

一つ誤りがあると全部の信用性に影響しますので、必ず全体的に用語検索して間違いないことを確認するようお願いします。

32 ● 「会議」、「総会」の英訳についての注意

英訳の際には、「会議」、「総会」の意味するところが、「会合」を意味するのか、「機関」を意味するのか、注意を要する場合がある。

補足説明

① 「会合」を意味するのか、「機関」を意味するのか

「会議」には、

- 1 会合して評議すること。何かを決めるために集まって話し合うこと。その会合。
- 2 ある事項を評議する機関。

という二つの意味があります（広辞苑第6版）。

第1の、人が集まって評議する「会合」を meeting と表現することに問題はありません。

しかし、第2の「機関」としての会議に meeting を使うことは英語として不自然です。

【例 1】

- × duty to attend board of directors
- duty to attend meetings of the board of directors

【例 2】

- × The employee must report the matter to board meeting.
- The employee must report the matter to the board of directors.

② 「～の決議」の英訳

「社員総会の決議」を英訳する上で、「会合の決議」という表現は採りません。「集まった人々たちによる決議」という表現を採ります。

- × a resolution of general meeting of members
- a resolution at a general meeting of members

英語の resolution は、人が resolution（決議）をするのであって、集まりが resolution（決議）をするのではないことに注意する必要があります。

もちろん、resolution at the meeting の表現は問題ありません。また、機関の決議として board resolution, resolution of the board of directors や United Nations General Assembly Resolution のような用法は慣用的によく用いられます。

「株主総会の決議」については、resolution at a shareholders meeting という表現はよく使われますが、resolution of shareholders meeting という表現はあまり見かけません。

33 ● 「端数」の表現がある場合の英訳の仕方

「端数」に相当する適切な英語表現はないので、翻訳が不統一、不適切になっている。
以下の例を参考に翻訳すること。

例

【パターン 1 : 「〇〇円未満の端数」】

特許法 第 107 条第 4 項

前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

Patent fees calculated pursuant to the preceding paragraph are to be rounded down to the nearest ten yen.

【パターン 2 : 「小数点以下〇〇位未満の端数」】

租税特別措置法施行規則 第 19 条の 4 第 3 項

当該割合に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし……

any part of the rate beyond five decimal places is to be disregarded……

【パターン3：「(一年などの期間)に満たない端数】

破産法 書式 第99条 第1項第2号

破産手続開始後に期限が到来すべき確定期限付債権で無利息のもののうち、破産手続開始の時から期限に至るまでの期間の年数（その期間に一年に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じた債権に対する法定利息の額に相当する部分。

only full years are to be counted in the calculation of such a period

【パターン4：「(五円などの金額)未満の端数】

国民健康保険法 第42条の2 第1項

前条第一項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

If a co-payment is to be made pursuant to the provisions of paragraph (1) of the preceding Article and the co-payment referred to in that paragraph is an amount the last digit of which is less than five yen, it is to be rounded down; if the co-payment is an amount the last digit of which is less than ten yen and five yen or greater, it is to be rounded up to the nearest ten yen.

【パターン5：「一株に満たない端数】

会社法第202条第2項

ただし、当該株主が割当てを受ける募集株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

provided, however, that if the number of shares for subscription to be allotted to such a shareholder includes a fractional share, that fractional share is to be disregarded.

補足説明

- ① "fraction"の語は、1に満たない数（小数点以下の数）を意味します。従って、「10に満たない端数」や「100に満たない端数」に"fraction"を充てるのは適切ではありません。
- ② 「端数」を表すのに単独で"fraction"を使うのは必ずしも適切ではないので、形容詞句"fractional ..."を使うと良いです。例：「一株に満たない端数」="fractional share"
- ③ 1を単位としてそれに満たないことを意味する場合には、"fraction"を使っても問題ない場合があります。例：「一月に満たない端数」="a fraction of a month"
- ④ ただし、1以上の単位のものに言及しているところでは、1以上のものと1に満たないものを明確に区別します。例："20 years and any fraction of a year"

34 ● "shall"の用法（受身形，定義規定）

shall は多義的（義務，可能性，権利，未来）であることから，次の場合に特に注意が必要である。

- ① 例えば，「〇〇しようとする者は，××の許可を得なければならない」という日本語条文のとき（**義務の表現**）に，許可を主語にして受身形で翻訳し，"shall be"を使うと，許可権者の認定・裁量が英訳に現れず，逆に「申請があったら必ず許可しなければならない」という意味（届出の意味）になり，誤訳となる。
- ② **shall を定義規定に使うことは誤り**である。

例 ①〔義務の表現〕

保険業法 第30条の3第3項

前項の規定による通知は，同項に規定する期日の二週間前までに **しなければならない**。

The notice under the preceding paragraph ~~shall~~ must be given no later than two weeks before the date prescribed in the preceding paragraph.

航空法施行規則 第60条第4項

証人が発言し，又は証拠を提出しようとするときは，主宰者の許可を **受けなければならない**。

If a witness seeks to give a statement or to submit evidence, the witness must obtain the permission of the president to do so ~~shall be obtained~~.

例 ②〔定義〕

不正競争防止法 第2条第2項

この法律において「商標」とは，商標法第二条第一項に規定する商標 **をいう**。

The term "trademark" as used in this Act ~~shall~~ means a trademark as defined in Article 2, paragraph (1) of the Trademark Act.

35 ● 時制の注意

"in the event"節，"when"節において，時制は，現在形とするのが原則である。

例

中小企業等協同組合法 第35条の2第1項

組合は，役員の名又は住所に変更があつた **ときは**，その変更の日から二週間以内に，行政庁にその旨を届け出なければならない。

When the name or domicile of any of its officers ~~changed~~ changes, a cooperative must notify an administrative agency of this within two weeks from the day of the change.

補足説明

"in the event"節, "when"節において, 日本語表記に影響されて時制を過去形としているものが散見されますが, 過去形は用いずに現在形とするのが原則ですので, 留意願います。

36 ● 関係代名詞の使い分け

関係代名詞については, 先行詞が法人その他の個人以外のものを示す可能性がある場合 (法人を示す場合, 法人・個人の双方を示す場合も含む。) には, 個人を示す関係代名詞 (「who」, 「whom」等) ではなく, 「that」や「which」を用いる。

例

資産の流動化に関する法律 第152条第1項第4号

四 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第一百五十七条第二項において準用する第一百五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

(iv) a specific purpose company ~~who~~ that has specific purpose borrowings: the total amount of specific purpose borrowings from creditors ~~who~~ that have notified the specific purpose company of their dissent to the changes to the asset securitization plan pursuant to Article 155, paragraph (4) as applied mutatis mutandis pursuant to Article 157, paragraph (2).

補足説明

主格「who」や目的格「whom」とは異なり, 所有格「whose」は, 先行詞が個人を示す場合でも, 個人以外のもの (法人や組合等) を示す場合でも使用することができます。

「that」は, 先行詞が個人以外のもの (法人や組合等) を示す場合はもちろんのこと, 個人を示すことが明らかである場合にも使用することができます。

37 ● 人称代名詞の使い分け

単数の人称代名詞を使用する際, 男性・女性のいずれを示すかが明らかでない場合は, 性中立性 (gender neutrality) の原則から, **"he/she", "his/her", "him/her" など性別を示す表現は, 可能な限り使用しない**。代わりに, (1)名詞の反復, (2)分詞構文を使うなどした文の書換え, (3)"the"など別の限定詞による"his/her"の書換え, (4)複数形の主語などにより, 可能な限り, それらの表現の使用を回避する。

なお, 男性・女性のいずれを示すかが明らかである場合は, その性別の人称代名詞を単独で使用する。

例

(1) 名詞の反復

医師法 第31条第2項

前項第一号の罪を犯した者が、医師又はこれに類似した名称を用いたものであるときは、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

If a person committing the crime referred to in item (i) of the preceding paragraph uses the title of medical practitioner or a similar title in doing so, ~~he/she~~ **that person** is subject to imprisonment for up to three years, a fine of up to two million yen, or both.

(2) 分詞構文を使うなどした文の書換え

商業登記法 第22条

登記官は、登記の申請書その他の書面（第十九条の二に規定する電磁的記録を含む。）を受け取った場合において、申請人の請求があつたときは、受領証を交付しなければならない。

A registrar ~~must, when he/she has received~~ **Having received** a written application for registration or other document (including an electronic or magnetic record as prescribed in Article 19-2), **a registrar must** issue a receipt at the request of the applicant.

(3) 別の限定詞による"his/her"の書換え

銀行法 第52条の52 第2項第2号

銀行代理業者である個人が死亡したとき。 その相続人

the bank agent is an individual and that individual dies: ~~his/her~~ **the** heir;

38 ● 条件を示す場合（「場合」・「とき」）

「場合」や「とき」という用語が、一定の時点ではなく、条件を示す場合には、「in cases where」等ではなく、原則として、以下の用語を用いる。

- ・ 仮定的な条件を示す場合（条件が成就しない可能性がある場合）：if（仮定法現在形）
- ・ 発生確実な条件を示す場合：when
- ・ 発生が繰り返すように見込まれる条件を示す場合：whenever

例

(原則)

民事訴訟法 第67条第2項

2 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合には、訴訟の総費用について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

(2) ~~In cases where~~ **If** a superior court modifies a judicial decision on the merits, it must reach a judicial decision on the bearing of the total costs of the litigation. The same applies ~~in cases where~~ **when** the court that accepts a case remanded or transferred thereto reaches the judicial decision that concludes the case.

会社法 第296条第2項

2 株主総会は、必要がある場合には、**いつでも**、招集することができる。

(2) A shareholders meeting may be called **whenever** necessary.

(例外 [慣用句])

会社法 第324条第1項

1 種類株主総会の決議は、定款に**別段の定めがある場合を除き**、その種類の株式の総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(1) **Unless otherwise provided for** in the articles of incorporation, a resolution at a class meeting is passed by the majority vote of the attending shareholders of that class, with the shareholders in attendance holding over half of the voting rights of all shareholders with shares in that class.

補足説明

「場合」と「とき」が重なっても、以下のように「if」と「and」を適切に使えば数個の条件をカバーすることができます。

例

債権管理回収業に関する特別措置法 第16条

債権回収会社は、特定金銭債権の全部の弁済を受けた**場合**において当該特定金銭債権の証書を有する**とき**は、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還しなければならない。

~~When~~ **If** a claim management and collection company receives the entire payment of a specified monetary claim, ~~in cases where it~~ **and** holds the specified monetary claim instrument, it must return the instrument to the person making the payment without delay.

39 ● 冠詞のネイティブチェック

全般的に英語ネイティブチェック実施が望ましいが、**少なくとも、定冠詞 the, 不定冠詞 a, 冠詞なしについては、英語ネイティブによるチェックを励行していただきたい。**

40 ● スペルチェック・グラマーチェック（最低限のケアレスミス防止）

提出前に、スペルチェック、グラマーチェックを必ず行う。

補足説明

スペルミス・グラマーミスが散見されます。

ワード形式であれば、ツールバーの「ABC✓」のアイコン又は「ツール→文章校正」で、自動スペルチェック機能を実行することができますので、必ず実行するようお願いします。